

重要事項説明書  
(居宅介護支援事業)

F J ケア株式会社  
F u j i ケアセンター



# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和8年6月1日現在]

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 050-6861-3515 (月～金曜日 9:00～18:00)

担当 介護支援専門員 \_\_\_\_\_ / 管理責任者 中村 操

ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 2. 居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	F u j i ケアセンター
所在地	〒251-0002 神奈川県藤沢市大鋸1丁目3-7 FJ大鋸ビル2F
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (藤沢市 第1472205952号)
サービスを提供する実施地域※	藤沢市 鎌倉市
管理者・連絡先	中村 操 ・ 電話：050-6861-3515
併設事業所	Fuji ケアサービス (訪問介護・訪問型サービス) (障害サービス) Fuji ケアステーション (訪問看護・予防訪問看護)

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 常勤4名 (うち管理者兼務1名)

### (3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後6時まで

(土曜・日曜・祝日・12月30日～1月3日は休業)

### (4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

## 3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙1「サービス提供の標準的な流れ」参照

## 4. ケアマネジメントにおける公正中立の確保

サービスの選択においては、利用者の希望に基づき複数のサービス事業所の紹介を求め、またそのサービスを位置付けた理由を求めること等に十分に説明を行います。

## 5. 利用料金

### (1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合や償還払いの場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口にご提出ください。

#### (居宅介護支援利用料)

##### (ア) 介護支援専門員取扱件数 40 件未満の場合

要介護1・2 11,772 円      要介護3・4・5 15,295 円

##### (イ) 介護支援専門員取扱件数 40 件以上 60 件未満の場合

要介護1・2 5,896 円      要介護3・4・5 7,631 円

##### (ウ) 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護1・2 3,533 円      要介護3・4・5 4,574 円

##### (エ) 介護職員等処遇改善加算 所定単位数の2.1%

##### (オ) その他加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,252 円

入院時情報連携加算 (I) 1ヶ月につき 2,710 円

入院時情報連携加算 (II) 1ヶ月につき 2,168 円

通院時情報連携加算 1ヶ月につき 542 円

退院・退所加算 退院前カンファレンス参加 連携1回 6,504 円

連携2回 8,130 円

連携3回 9,756 円

退院前カンファレンス無 連携1回 4,878 円

連携2回 6,504 円

ターミナルケアマネジメント加算 1ヶ月につき 4,336 円

特定事業所加算 (I) 1ヶ月につき 5,625 円

特定事業所加算 (II) 1ヶ月につき 4,563 円

特定事業所加算 (III) 1ヶ月につき 3,501 円

特定事業所加算 (IV) 1ヶ月につき 1,235 円

## 6. サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

### (2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

藤沢市 介護保険課	電話番号：0466-50-3527
神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護保険相談窓口	所在地：横浜市西区楠町27番地1
	電話番号：045-329-3447
	対応時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分

## 7. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 8. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

虐待防止に関する担当者	三橋 深雪
-------------	-------

## 9. ハラスメント対策について

(1) 当事業所は職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施し、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者やその家族が当事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。ハラスメント行為があった場合は、解約、または法的な措置をとる場合もあります。

## 10. その他運営についての留意事項

(1) 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

一 採用時研修 採用後1カ月以内

二 継続研修 年1回

(2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

(3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。

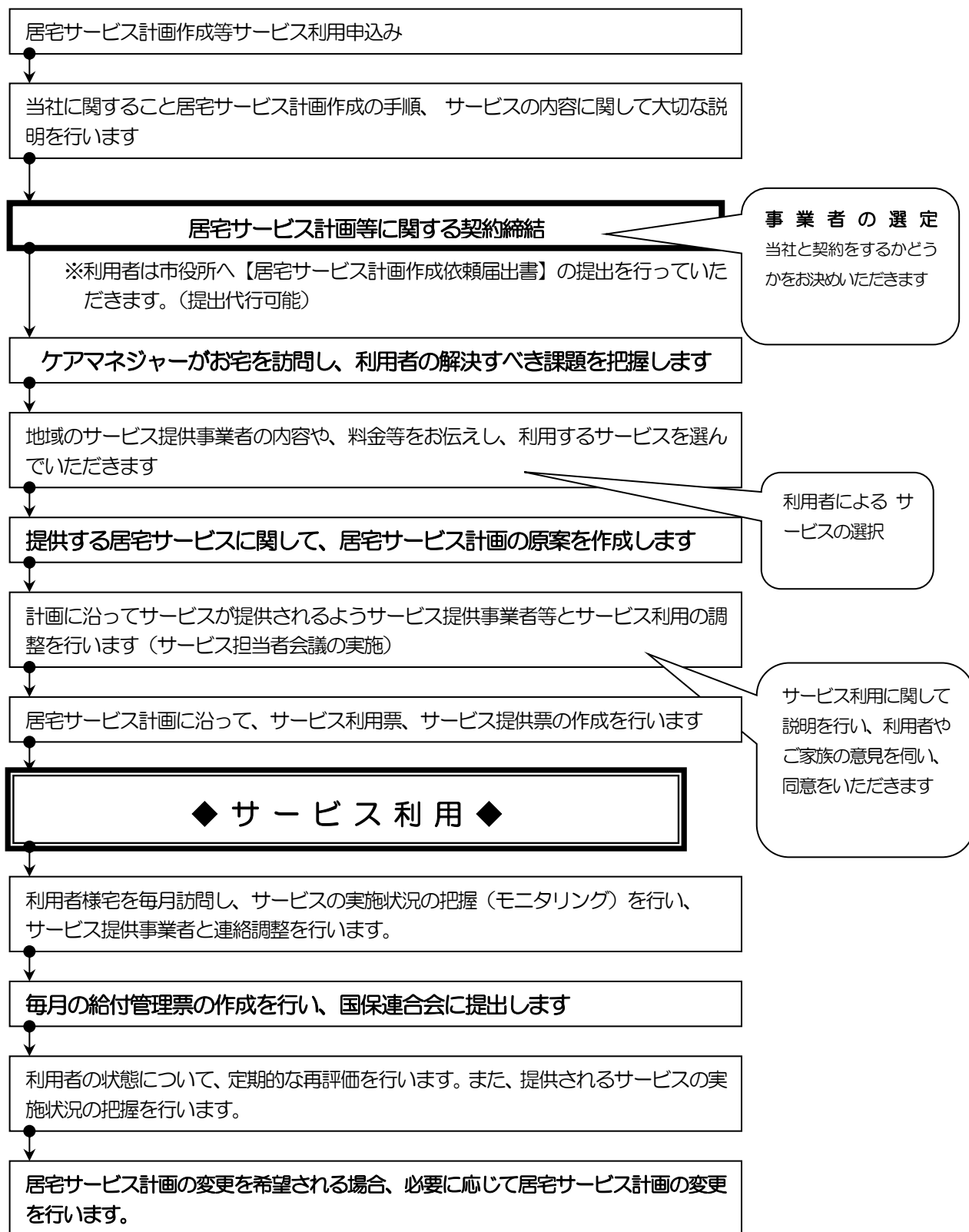
- (4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はF Jケア株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

#### 9. 当法人概要

法 人 名 称	F Jケア株式会社
代 表 者 名	代表取締役 永松 秀行
所 在 地	〒251-0002 神奈川県藤沢市大鋸1丁目3-7
事 業 内 容	居宅介護支援事業、訪問看護、 訪問介護、障害サービス、 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業

(付属別紙1)

### サービス提供の標準的な流れ



居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 〒251-0002 神奈川県藤沢市大鋸1丁目3-7

名称 F J ケア株式会社

代表者 代表取締役 永松秀行

事業所 所在地 〒251-0002 神奈川県藤沢市大鋸1丁目3-7 FJ 大鋸ビル2F

名称 F u j i ケアセンター

管理者 中村 操

令和 年 月 日 説明者 \_\_\_\_\_

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、同意し交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者  
住所

氏名

(代理人)  
住所

氏名

本人との関係

# 個人情報利用同意書

私、及び私の家族は以下の条件に適合する場合には、個人情報の共有あるいは提供に同意いたします。

- 1、 主治医
- 2、 居宅サービス計画上位置づけられたサービス提供事業者
- 3、 居宅サービス計画上位置づけられた保険対象外のサービス提供事業者
- 4、 施設等への入所あるいは入院が決まった場合の入所、入院先施設
- 5、 居宅介護支援事業所を変更する場合の変更先居宅介護支援事業所
- 6、 研修会、勉強会等の事例検討  
(ただし、この場合、実名住所等本人を特定できない配慮を行います。)

令和 年 月 日

F u j i ケアセンター殿

本人 住所

氏名

代理人 住所

氏名

(本人でない場合は、本人との続 ； )

家族 住所

氏名